

第17回評価分科会 議事録

1 日 時 令和7年4月21日（月）15:00～16:50

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

菅 幹雄（分科会長）、富田 敬子（分科会長代理）、會田 雅人

【臨時委員】

神林 龍、小西 葉子、山本 渉

【専門委員】

土屋 隆裕、原 ひろみ

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長、松井政策企画調査官、福田補佐

4 議 事

- 1 国際機関へのデータ提供に関する課題について
- 2 季節調整に関する評価結果及び整理について

○菅分科会長 それでは、ただ今から第17回評価分科会を開催させていただきます。お集まりの皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

なお、本日は元山専門委員が御欠席です。また、富田委員は、所用により途中御退席なされます。

本日は、「国際機関へのデータ提供に関する課題について」及び「季節調整に関する評価結果及び整理について」の審議を行います。

配布資料の確認は省略し、早速審議に入ります。

まず初めに、「国際機関へのデータ提供に関する課題について」です。我が国の公的統計における国際機関へのデータ提供状況については、前回の評価分科会において、国際機関から我が国に対するデータ提供依頼案件のうち、約8割については全部またはおおむね提供を行っていることを確認いたしました。他方、データが未登録の国の数が、諸外国のうち、日本を含め3か国以下であるものが9件あったため、この状況について、事務局から各府省に対しヒアリングを行う旨が示されていたところです。今般、事務局において当該ヒアリングの結果を整理したとのことですので、御報告をお願いいたします。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村です。私から資料1に沿って御説明させていただきます。資料1を御覧ください。

柱書きで書かせていただいたとおり、前回の第 16 回評価分科会における皆様方の御意見を踏まえ、先ほど分科会長からお話がありましたとおり、データ未登録の国の数が諸外国のうち日本を含め 3 か国以下であるもの 9 件について、各府省へのヒアリングを行いました。その概要をまとめた紙が資料 1 です。なお、前回の資料 1－2 につきましては、今回の資料に「参考 1」として付けておりますので、併せて御参照いただければと思います。

まず、各府省に対するヒアリングを行った 9 件について、大きく分けて、1 の特段の課題が見られない部分と、2 の府省横断的な課題というような形で分けさせていただきました。

1 について、(1)として、データ提供に向けた対応が取られていた統計がございました。先ほどの 9 件のうち、今から申し上げる 2 つについてです。1 つ目が、バイオテクノロジーへの研究開発投資額のデータです。参考 1 に連番がついており、⑧に該当するものです。こちらは、総務省の科学技術研究調査において、令和 4 年調査から特定目的別研究費にバイオテクノロジー分野という項目を追加しておりまして、令和 6 年からデータ提供が開始されているとのことです。前回、資料をまとめたのが、令和 4 年度の時点での提供状況だったため、若干のタイムラグがあると御説明したところですが、そのタイムラグの間にデータの提供が開始されたと御理解いただければと思います。もう一つが学歴別人口のデータで、こちらは参考 1 でいうと、連番の③です。これは、国際標準教育分類と国勢調査の調査項目「教育」の学校区分の対応を整理して、現在、提供可能な範囲を確認してもらっているところです。

もう一つは、(2)として、そもそも整理の必要性が乏しい統計というものがございました。具体的には、一部、我が国の固有の事情により、関連統計を整備する必要性それ自体が乏しいという旨の見解が示されたものです。具体的に 2 つ挙げてあります。1 つ目が、我が国が長距離越境大気汚染条約未締結であるということ、また農業由来のアンモニアについて排出削減策を既に講じていることから、関連データを整備する国内政策ニーズが乏しいという我が国の事情があります。統計データで申し上げますと、参考 1 の連番の⑤が該当します。もう一つの我が国の事情としましては、2 つ目のポツですが、企業・団体等における私的年金が我が国は任意加入ですので、強制加入の国と異なり、強力な規制、あるいは監督の仕組みがないということです。こちらは、参考 1 でいうところの連番⑥に該当します。

また、今具体例として挙げなかったところについても簡単に御紹介させていただきますと、①の国際労働移動統計のところですが、出生国別の労働年齢人口というのが必要なデータ系列ですが、出生国別の労働力移入データに対する政策ニーズが、我が国にはないとのことで、そういった統計データが整備されていないということです。もちろん、出生国別ではなく国籍別の労働力移入については、行政資料を基にした統計データが存在しているとのことです。

②については、教育と収入に関する調査で、データ系列としては、学歴と給与というこ

とになります。こちら労働者の学歴と給与に関する調査について、OECDからの依頼内容に当てはまる統計が存在しておらず、提供するためには、既存の統計から推計した類似データを作成するしかないところ、既存統計の作成担当部局が類似の推計データを提供することに対して消極的であるため、提供できていない状況があります。

④は、土地利用、肥料、農薬に関するデータ提供依頼で、必要なデータ系列は一時的休耕地の面積です。こちらについて、休耕地ではなく耕地、実際に耕作が行われている土地の面積についてはデータが提供できています。他方で、欧米の場合、ローテーションを行って休耕地を置いておく農法を取っていることが多いのに対し、日本ではそういったことが行われていないことから、我が国ではそういった休耕地、要するに今現在耕作を行っていない土地の面積については政策ニーズがなく、統計が整備されていないとのことです。

⑦は、患者の分類別のデータで、例えば、ぜんそくによる入院や、糖尿病による入院のようなデータについては提供できているそうですが、「プライマリーケア」の「回避可能な入院」のその他の指標につきましては、OECDからの依頼にあるガイドラインに示されている、各疾患の国際統計分類のコードに基づくグルーピングや分類が、我が国の患者調査によって公表している分類と合わないため、データが提供できていないとのことです。ただ、こちらにつきましては、患者調査以外のデータソースの活用の可能性も含めて、提供できる可能性がないか、現在検討が行われていると承知しています。

⑨は地域開発政策に関連するデータで、こちらについては、推計手法の開発や推計結果の妥当性の検証が困難であるとのことです。

資料に掲げていない部分も含めて御説明させていただきましたが、これを踏まえて、資料1に戻っていただき、2のところです。府省横断的な課題として事務局の方で整理させていただきました。ここに書いているとおり、先ほどの上記1以外の案件につきましては、総じて各担当府省において提供に関する検討が行われていたということです。前回の評価分科会では、そもそも、こういうデータが存在することが知られていない、ほかの府省に知られていないといった事情もあるかもしれないということを申し上げたような記憶がありますが、そういったことはなく、データ提供依頼を受けた府省なりに御検討いただいていたという状況です。

そういった状況はありますが、そこに掲げている2つのような府省横断的な課題が見られました。1つ目が、類似データの算出における課題というところです。類似データを国際機関に提供した場合、「類似」ですので、データの定義、年次、母集団、推計方法など、何らかの部分が異なることになります。そういった国際的な差異が国際比較におけるデータの解釈に影響を与え、政策における誤った意思決定につながる懸念が見られたということです。これは先ほどの例で言いますと、患者調査のところ、プライマリーケアのその他の指標については、OECD側の依頼と我が国の調査が合致していないということで、類似データといえば類似データですが、それを提供することによって、政策における誤った意思決定につながることへの懸念が示されました。

もう一つは(2)のところでした、統計及び政策の両方に精通した職員の不足という形

で書かせていただきました。依頼内容に直接該当する公的統計が存在すれば、もちろん提供すればいいのですが、公的統計が存在しない場合には、提供しないか、類似のデータを提供するかということになり、その場合、推計をするとなれば、政策部局において複数のデータの組合せによって類似データを推計する必要が出てきます。この際に、政策部局の職員では、推計手法の開発及び推計結果の妥当性検証が困難であることが多いといった実情が聞かれたということです。これも先ほどの教育と収入に関する調査のところである程度お話したかと思います。そういった事情で、例えばこの例で言いますと、学歴と給与、あるいは収入に関する調査ですので、この給与の中にボーナスが入るのか入らないのかというようなことや、あるいは学歴別の調査ですので、学歴が、例えば大学院修了しているが、現在たまたま無職だというような方の場合、当然給与としてはゼロになるわけですが、このような方を除外して計算するのか、あるいはゼロとして、全体の平均を引き下げる要素として算出して平均するのかというようなところについて、ここに書いていますとおり、推計手法の開発ですとか、推計結果の妥当性の検証が困難であることが多いというような状況が聞かれたということです。ここで、この部分だけ括弧書きで、事務局として今考えられる案としては、今後も引き続き、政策部局も含めた統計人材の育成を進めていく必要があるだろうと。これまでもずっと、各種基本計画に即して進められているところだと承知していますが、そういったところを引き続き進めていく必要があるのではないかと書かせていただいています。

事務局からは以上です。

○菅分科会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明内容について、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

挙手で御発言いただきたいと思いますのですが、どなたかいらっしゃいますか。

それでは富田先生、お願いいたします。

○富田委員 恐れ入ります。富田です。すみません。今日、私は時間的な制約があるものですから、先にお話しさせていただきます。

私からの質問は、この通番でいうところの①の国際労働移動統計についてです。前回の評価分科会のときにも申し上げたと思いますが、ここで統計として、実際に何が求められているのかということについて、再確認させていただきたく思います。ILOが求めている International Labour Migration Statistics は、“外国人の労働移動に関する統計” という意味です。また、参考1①の表題の下に、Statistics on migrant workers と表記されています。これをこのまま訳しますと、“外国人労働者に関する統計” というふうに読み取れます。さらにそれが下の階層に行きますと、inflow of working-age foreign-born population by sex 云々となっています。これは中ほどにある migrant workers とちょっとニュアンスが違い、正確にこの英語を理解すると、この inflow of working-age foreign-born population というのは、必ずしも外国人の労働者のことを指すのではなく、外国人でありながら、例えば日本に入ってきた人たちの中で、どれだけ生産年齢に該当するか、つまり、どれだけの15歳から64歳の外国人が日本に入ってきたかというふうに、この表

題から読み取れます。そうなると、統計として取っている対象が少し異なってきます。working-age foreign-born population というと、たまたま生産年齢には該当しますけれども、この人たちが、例えば日本に移住したからといって、必ずしも就労していることにはならないのです。勉強のために来る人もいるでしょうし、家族と一緒に帯同してたまたま来る人もいるわけですから、この統計の英語の表記に、少し齟齬を感じます。

そこで、まずお願いしたいのは、このリクエストの元である I L O 等の資料を当たっていただいて、この inflow of working-age foreign-born population という、つまり生産年齢に該当する外国人の流入ということを本当に聞いているのかどうか、それを御確認いただきたいと思います。これが生産年齢に該当する外国人人口か、それとも労働力として正規にビザ等を取得して日本に来る外国人を意味するかどうかで、データソースが違ってまいります。表題にあるように、Statistics on migrant workers と、もうはっきりと外国人労働者ということをターゲットにした統計であるのであれば、例えば就労ビザ、毎年日本で発行している外国人向けの就労ビザのような統計から、このデータを提供することが可能であると考えます。

その一方で、もし生産年齢に該当する外国人の入国ということであれば、例えば国勢調査の中で、1年前とか、5年前にどこに住んでいたかというような質問がありますので、そういった項目を使って、過去1年とか、過去5年の間に日本に来た生産年齢人口の外国人ということで、センサスあたり、国勢調査あたりからデータの提供が可能なのではないかと私は考えております。

すみません。うまく説明できたかどうか分かりませんが、I L O が果たしてここで具体的に何を求めているのかということをもう一度きちんと確認しますと、ある程度のデータが提供可能なのかなと思います。

私からは以上です。すみません。

○菅分科会長 それでは事務局、御回答をお願いいたします。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村です。いただいた御質問につきまして、御指摘のあった working-age の意味で申し上げるならば、御指摘のとおり年齢のことを指しており、また就業状態によらず、人口を聞いていると読めるという点は御指摘のとおりです。今回、ヒアリングの結果として分かったのは、その部分ではなく、その後が続いている country of birth のところです。出生国別のデータという点が、我が国に政策ニーズがないため、その部分の統計データがないという御指摘が出たところです。私の説明が伝わりにくかったかと思いますが、国籍別については行政資料を基にした統計があります。確認はしていませんが、先ほどの working-age も取れるのかかもしれませんが、仮にその部分が取れたとしても、ここで申し上げているのは、出生国別のデータというもののについて政策ニーズがないため、その部分のデータが整備されていないということが、今回ヒアリングの結果分かったということです。

ただ、もちろん一般論として、御指摘のようにデータの意義や意味、定義といった内容について国際機関の方に問い合わせさせていただくというのは有用かと思ひますし、そういっ

たところについては、各府省の皆様も対応してくださっているというのは、冒頭申し上げたとおりです。前回私が評価分科会で申し上げたような、データがないから、データの存在を御存じなかったとか、そういった単純な話ではなかったということです。

○菅分科会長 富田委員、いかがでしょうか。結局、日本では出生国の記録を取らない、ニーズがないというよりもそもそもないのですね。データとしてない、伝統的にないので、なかなか作れないということらしいので、国籍はどうもあるようなのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○富田委員 御説明ありがとうございます。事情がよく分かりました。確かに日本では国籍別であって、出生国別ではデータを取っていないということ、そのとおりだと思います。ただし、国際機関側からしますと、国際人口移動に関して、出生国と国籍は、ほぼ同義語のように扱われています。ですから、1つのやり方としては、日本は国籍を基に分類しているということを注意書きのような形で加えて、ILOの方に提供することは可能ではないかと思います。外国人を定義するのに、国籍によるか出生国に基づくかという問題はほかの国でもありまして、必ずしも出生国の概念を使っていないという事例はよくあります。ですから、それは説明を加えた上で統計を提供することが可能ではあるということ、を、ちょっと忠言させていただきます。ありがとうございます。

○菅分科会長 それはいかがですか。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村です。そうですね。類似データについては、府省横断的な課題のところで書かせていただいたとおりです。出生国別データと国籍別データについて申し上げますと、国籍別データについては、既に提供なされており、対応がされているということです。それは類似データを出しているという意味ではなくて、別途、国籍別データについても依頼が来ており、それに対してしっかり対応してくださっていると承知しています。

○富田委員 かしこまりました。よく分かりました。ありがとうございます。

○菅分科会長 それでは、次に挙手をなさっておられる神林委員、御発言をお願いいたします。

○神林臨時委員 はい、ありがとうございます。1点確認と幾つか質問があります。確認の方は、今の富田先生との御発言に関連していますが、発注側とのコミュニケーションをきちんと取っているのかについて、ちょっと疑念がありましたので、確認していただきたいと思います。今の国籍別と出生地別もそうですが、先ほどの、例えば教育年数といいますか、学歴別の所得を推測するということについても、現在失業中である、無職である人の収入を考慮するべきかどうかというようなことに関しては、発注側が定義をしているはずなので、それは発注側の責任ですよね。こちらで判断するべき問題ではないですよね。ですので、受けた方が、いや、これどうやって計算するのかということを先方に問合せさえすれば、それで済む話だと思いますが、それをやっていないように見えてしまいます。

なので、そのコミュニケーションが取れていないことによって発生していることなのであれば、それはちょっと問題というか、そういう理由でデータが提供できないというの

は問題だろうと思います。なので、ここは確認をしていただけますかというのが1点です。

2点目は、疾病分類が国際分類と国内分類でずれているのでデータが提供できないというような点に関しては、これはどこの部局も持っている問題で、例えば産業分類でも職業分類でも、国際分類にどうやって合わせるかということは各省庁努力をされていて、疾病分類に関してもそういう努力を多分しているとは思いますが、なぜこの部分では国際分類に妥当するような分類ができないのかということをお聞きしておきたいと思います。

あともう1点は、政策ニーズがないので提供ができないという表現が、先ほどの説明の中でなされていたと思いますが、もともと国際機関から発注されるような統計は、外から言われて作るものですので、日本の国内には政策ニーズが多分ないものだと思います。ですので、その点について理由にするにすることは、少し理解しがたい。この点について、事務局の方でどうお考えか質問したいと思います。

以上、3点です。

○菅分科会長 どうもありがとうございました。それでは、事務局から3点について、御回答していただけたらと思います。1点目は、要するにコミュニケーションがちゃんと取れているのか。つまり問い合わせればいい話ではないかということで、2点目は、分類がずれているのは、これは合わせる努力はしているのか否かということです。3点目は、政策ニーズがないという説明に対して、外から来たものは国内ニーズがないのは当たり前じゃないかという話だと思いますが、それについてどうお考えかということです。

○田村総務省統計委員会担当室次長 まず1点目の、国際機関側とのコミュニケーションがどの程度取られているかという点についてです。全て精緻に把握しているわけではありませんが、お話にありました、こういった定義なのかについては発注する側の責任であるという点は、御指摘のとおりかと思います。先ほど例に挙げさせていただいたものは、実際OECD側からの依頼内容としては、定義がきちんと書かれています。ただ、それに対してデータを提供している国によっては、その定義に合致していないデータを出しているところがある、ということです。失業者を算出に含めていない、賞与を含めるべきところを含めてないで出しているような国があって、そういう意味において、もちろん依頼内容に係る定義としては規定されていますが、実際に提供されているデータとしては、ある意味統一が取れていないという状況があります。そのような中で、我が国としてどうするべきか、という点において、成果や結果の妥当性ですとか、そういったところが検証し難いという話だと理解しています。

2点目の、分類がずれていることに対して、どのように合わせているのかについては、後ほどお答えさせていただきます。

3点目の、海外からデータの依頼があった場合には、国内の政策ニーズはないのが普通ではないかという御指摘があったかと思います。SDGsなどを見てもそうですが、基本的にこういったデータを提供するかは、ニーズに依っているところがあります。もちろん諸外国からであっても、ニーズといえばニーズでしょうが、基本はやはり国内におけるニーズに即して、データが整備されるというものと承知しています。ここについては特段

の瑕疵はないのではないかと考えていまして、1の括弧に置くような形に整理させていただいています。もちろん最終的にはバランスということになるのですが、基本は我が国における政策課題、我が国の何らかの意味での発展を見るために、状況を把握する目的でのデータの整備だろうと理解しております。

では、2点目について別途担当から回答させていただきます。

○福田総務省統計委員会担当室室長補佐 統計委員会担当室の福田です。疾病分類の国際分類に日本の調査を合わせるべく努力をしているかという点ですが、これは患者調査というものにおいて、調査票で出てきた病名ごとに厚生労働省側で疾病分類のコードを合わせて、データベースとして作成しており、データとしてはきちんと持っているということです。ただ、公表する際に、どの疾病分類を、どういうくくりで、どういう病名として公表するかは、OECDのリクエストと異なっているため、もしもOECDに合わせるとすると、今の患者調査で公表している分類とは異なった、再集計のようなことをしなければならず、それが第1のネックということです。それだけであれば、可能といえば可能ですが、もう一つネックがあり、OECDにおける、この病気がどういう病気かというのを判断するための、細かいリクエストがあり、例えば大抵の病気というのは、1つの病気から次の病気に移行していったりするもので、その場合にどちらの疾病として考えるのかなど、がOECDと合わせるのが難しく、答えられるかどうか判断するのが大変だという関係もあって、現在、全部が出せていないというわけではなく、プライマリーケアの一部の病気については出せていないということだそうです。ただ、これも患者調査以外のデータソースの活用可能性を含めて、今検討を行っているということです。

以上です。

○菅分科会長 神林先生、いかがでしょうか。今、3点について御回答いただいたのですが。

○神林臨時委員 1点のみ、この1の(2)のところですが。国内固有の事情により政策ニーズに乏しいという点について、それをエクスキューズにする方向は、自分はあまり好ましくありません。先ほど申し上げましたように、そもそも国際機関から言われているものは、国内の政策ニーズと合わない可能性は非常に高いですので、評価分科会としてはそうではなく、国内に政策ニーズがなかったとしても、国際社会に貢献するという面から、もう少しコストをかけて国際的な統計に合わせるような形で貢献すべきだという態度を取った方がよいと思います。そういう意味では、先ほどの患者調査もそうですが、コストをかけて国際分類に合わせるのは、日本政府全体でやっていないわけではないですし、職種分類、自分が詳しいのは職種分類ですが、職種分類に関しても、日本標準分類があれば、厚生労働省の内部で使っている分類もあって、国際分類との整合関係というのは、毎年、毎年といいますか、定期的に見直してコスト払ってやっているわけです。ですので、患者、疾病分類だからそれをやらなくていいという理由はどこにもないと思います。

ですので、自分としては、国内の政策ニーズに合わせるのが政府統計の第1目的であるといってしまうことは、あんまり肯定はしたくありません。今統計法が変わっていますの

で、政策ニーズに合わせなくても構わないと思います。ちょっとすみません、話がずれましたが、評価分科会としてはなるべく国際標準に合わせるべきだという、そういう意見にまとめた方がいいのではないかと自分は思います。

以上です。

○菅分科会長 どうもありがとうございました。やはり確かにそうだと思いますので、少しちょっと御検討、つまり、取りまとめの際に、国内的な政策ニーズがあるかないかだけではなく、やはり国際的な貢献というか、ニーズも考慮すべきであるという点について、取りまとめの形で意見として入れるような形で検討していただけたらと思います。よろしいですか。

○田村総務省統計委員会担当室次長 はい。

○菅分科会長 では、次に参りたいと思います。原委員が挙手なさっていらっしゃいますので、原委員、お願いいたします。

○原専門委員 すみません。前回出席できなかったのも、少し理解が追いついていないかもしれません。資料1の1番、特段の課題が見られない部分の「(2)整備の必要性が乏しい」ところについて、神林先生と視点は違うかもしれませんが、私も疑問を感じたというか、理解ができなかったため質問です。もう一つ、ほかにも質問があります。

1つ目が、2番目の「我が国は企業・団体等における私的年金が任意加入であるため」というところについて、文章が少し理解できませんでした。参考1の⑥によれば、ここでは私的年金の加入者数や資産額に関する情報を求められているところ、強制的な加入ではないことから、任意加入者についてデータを正確に知ることが難しいため提供できないという意味なのか、というのが質問の趣旨です。例えば私的年金の加入者数や資産額のような情報は、恐らく公的年金政策の参考資料になると思うので、もし要望があつて、やっていないのであれば、コストをかけてでも調べたらいいいのではないかと私は思ったので、ここがどういう趣旨なのか教えてください、というのが1番目の質問です。

2番目の質問は参考1、②の教育と収入に関する労働者の学歴と給与について事務局から、なかなか計算するのが難しいという御説明があつたと理解したのですが、例えば例として挙げていただいた、大学院の博士課程を出て、たまたま今職が見つからないから給料をゼロ円にして計算すると数値に下方バイアスがかかるというか、低く見えてしまうなど、いろいろ問題があるので、なかなか難しいというお話だったと思いますが、これは別に日本固有の問題ではなく、多分世界各国同じ問題に直面しているはずで、むしろこの情報を提供している国の方が多いのであれば、大体こういうやり方でやっているという共通の方法があるような気がするので、取りあえずそういうところと合わせて計算してみて、提供してみて数値を見てみてはどうかと思います。私も給与の計算が非常に難しいことは承知していますが、多分この情報はとても重要な情報なので、やはり日本として提供した方がいいと思って、何か方法があるのではないかとというのがコメントになります。

以上です。

○菅分科会長 どうもありがとうございました。これについて、事務局の方から御回答を

お願いします。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村です。1点目、私的年金につきましては、各企業や団体において、私的年金というものが組まれています。我が国では任意加入であるということもあって、それぞれ報告が上がってくるデータの年次がずれており、資料1のところに書いてある強力な規制や監督の仕組みというものが無い以上、時点をそろえたデータが出てこない、というような内容だと理解しています。

2点目ですが、算出の課題について、先ほどの神林先生から御意見があった際にお話しした内容とある程度重複しますが、ほかの国でも同じようなことや、やり方はもちろんあります。その中で、先ほど触れましたとおり、OECD側の依頼としては、定義はもちろん書いてあるものの、必ずしも諸外国全てで統一的にそれに合わせたデータを出しているわけではなく、失業者を算出に含めずに国際機関に出していたり、賞与を含めずに提供していたりというような国が実際に存在しているということになります。そういう意味で言いますと、必ずしも諸外国のとおりにはできないわけではないという側面があります。というのでお答えになっていますでしょうか。

○福田総務省統計委員会担当室室長補佐 室長補佐の福田です。先ほどの私的年金の関係で補足をさせていただきます。この私的年金関係の総額は出せており、総額は提出しているけれども、内訳として、私的年金の資産が現金なのか、株式なのかなど、そういうところまでは統計がないため、出していないということだそうです。その点については、やはり日本では任意加入であるため、そこまで強制して調査ができないということです。総額の年次データは、業界で何らかの統計を出していますが、例えば内訳については年次のデータはない。各年金の締め期間が12月末や3月末など異なるため、例えば、時期の違うデータの時点を無理に合わせれば算出することはできますが、時期によって、資産の内訳データが異なるため、それを算出すると、ちょっと現実的におかしな数字を作ってしまうことになるそうです。ですから、任意加入であるということは、そこまで強制して内訳データまで作れと業界にリクエストできないと、そういう意味で捉えていただければと思います。

以上です。

○菅分科会長 今の御回答に対して。原専門委員いかがでしょうか。

○原専門委員 ありがとうございます。1点目について了解、承知いたしました。

2点目について、いろいろな困難があると思いますし、先ほど統計人材の育成の話がありましたが、何かいい方法があればいいなという気持ちはあります。

以上です。ありがとうございます。

○菅分科会長 どうもありがとうございました。

次に、山本委員が挙手なさっておられますので、山本委員、御発言をお願いいたします。

○山本臨時委員 ありがとうございます。山本です。

特に何か指摘したいという発言ではないのですが、当初この資料、項目別で未提供の国数が3か国以下というもので作成していただいていた、それぞれ担当部局に問合せしてい

ただいたという資料だと認識しています。で、実は今御説明、それから先生方と事務局、もしくは総務省の皆様との御議論の中で感じますのは、これ以外には結構提供していただいているのですよね。なので、何かこれ、あまり提供していないではないかという表に見えてしまうのですが、そうではなく、頑張っていたいいる中で、これは提供できていない、という表だという印象をまず抱きました。

それから、提供できていない理由は、幾つかあるように資料に書いていただいています。が、人材育成が必要ですねなどもあるのですが、もしかすると提供を受ける側は、例えば国際比較、地図みたいな、絵地図のようなものを作りたい、数字を並べてどの国が多い、どの国が少ないというような、世界地図を作りたい程度の意図で作っているだけで、その後に、例えば日本は突出しているから批判されるとか、そういうのは多分二の次に感じます。その意味で、神林先生がおっしゃっていた依頼側とのコミュニケーションというのは多分重要で、何のために欲しがっているか、何をするために主に欲しがっているか。もちろん二次利用される方々には別の意図はあると思うのですが、何のために欲しがっているかと考えると、実は途中で御説明いただきましたが、失業者を含める、含めないなどもありますけれども、何でもいから数字が欲しいと思っている側と、日本の皆様がとても真面目で誠実でいらっやって、「いや、不誠実な数字は出せない」として断っている。そういう意味では、とても日本が出せないと考えるのか、担当部局の皆様が出せないと考えていること、それから向こうが欲しがっていて、コミュニケーションというべきか、文化の違いというべきか、統計部局の皆様の誠実さも違いがあるかと思いますが、その辺は、少し長期的に、日本も国際貢献をしていくという観点に立って協力していくという方向が望ましいのではないかと思います。

その意味で、例えば推計をする人材がいなくてとか、それから推計方法を考えて、考えて計算しても責任が取れないですとか、そういったことに関して、各府省、もしくは部局が研究会を立ち上げたいですとか、何か委託事業を立ち上げたいですとか、そういうことを考えた時に、この統計委員会、もしくは評価分科会の事務局の皆様が横で情報共有をするというような貢献もあるのではないかと思います次第です。特に何か具体的な意見ではありませんが、多分皆さん目の前の仕事があったり、責任を取られるのも大変だなと思ったり、いろいろなことがあると思うのですが、やはり神林委員やほかの先生方がおっしゃっていたように、国際貢献ということを、統計委員会として少し前向きにプロモーション、お手伝いできたらと思った次第です。ありがとうございます。

○菅分科会長 どうもありがとうございます。これに関してはいかがですか。コメントをいただいたという感じだと思いますが。

○田村総務省統計委員会担当室次長 はい、大丈夫です。

○菅分科会長 山本委員が言われた、要するに日本としてはかなりたくさん出していると。最後に残ったのが大体この辺りだというニュアンス、それについてはどうなのでしょう。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村です。1点目、冒頭でお話のあった部分については、本当におっしゃるとおりとしか言いようがなく、この9件の裏

には膨大な、きちんと提供依頼に対応した事例があるということになります。私の冒頭の説明でその部分について触れ損ねましたので、ここで言及させていただきます。御指摘のとおりです。

○山本臨時委員 ありがとうございます。

○菅分科会長 それでは、土屋委員が挙手なさっていますので、土屋委員、御発言をお願いいたします。

○土屋専門委員 御説明ありがとうございました。2の（1）のところに、類似データの算出における府省横断的な課題ということが書かれておりまして、定義ですとか、母集団推計方法が国際的に違うため、解釈に影響を与えるおそれがあるというようなことが書かれております。これまでのお話など伺っていますと、これは利用者の側が判断すべき問題ではないかと私は思いました。提供する側とすれば、そのデータがどういうふうに定義されているか、そして母集団をどう定義しているのか、推計方法をどのように行っているのか、というような詳細な情報を提供して国際比較をすると、当然推計方法が違ったり、定義が違ったりということは、いろいろなレベルで出てくるかと思えます。そういった違いについてどう考えるかについては、利用者、データを使う側で判断すべき事柄ではないかと思えます。日本としては、もちろんこういうことを懸念することも大事かとは思いますが、それ以上に、定義をきちんとしていたり、どのような形で推計をしていくのか、しているのかというようなことを明示した形で提供したり、それから失業者や、ドクターを出たけれども就業していない人を含める、含めない、OECDでは決まっているけれども、ほかの国では、それに従ったような形で使っていない、提供していないと。なので、日本としてはどうすべきか、というようなことについてお話がありましたけれども、日本としては、できる限り従った形でできなければ、日本ではこういう定義で、推計の方法で出していきますと、それを明確にして出していく、あとは利用者の側の問題ではないかと思えました。

以上です。

○菅分科会長 どうもありがとうございました。コメントをいただいたという形ですが、よろしいでしょうか。

それで、ほかに挙手なさっている委員の先生方は、いらっしゃいますでしょうか。

先ほどから、やはりコミュニケーションを取るべきだというのはそのとおりで、ちょっと思うのは、ヨーロッパなどは、EUの加盟国で意見交換する場面がたくさんあり、そこでいろいろとコミュニケーションが取れるわけです。日本はそこがなかなか難しいところで、これでいいのだろうかという時に、ほかの国の意見を聞いてそれでもいいよとってもらえるような場がなかなかないのだろうとは思いますが、是非頑張ってコミュニケーションを取っていただけたらと、私も思います。

事務局においては、今回皆様からいただいた御意見を整理していただき、なるべく委員の先生方の御意見を反映していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に入らせていただきたいと思います。

本日の審議事項の2つ目、季節調整に関する評価結果及び整理についてです。

前回の評価分科会では、公的統計の季節調整について事務局に整理していただいた内容を基に御審議をいただきました。その審議内容を踏まえ、事務局において方向性を整理していただきましたので、御説明をお願いいたします。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村です。私から、資料2-1と2-2に即して説明させていただきます。

まず、資料2-1を御覧ください。「季節調整に関する評価結果及び整理について」と書かせていただきました。前回、各府省において実施している季節調整の状況について御説明させていただいた際に、委員の皆様方からいただいたお話を踏まえて、各府省に確認するなどした結果をここにまとめています。

まず、1番ですが、各府省の対応として、(1)で季節調整の外れ値の公表についてまとめました。こちらは前回、小西先生、元山先生、神林先生からも御意見をいただいたのではないかと記憶しています。季節調整において状況によっては外れ値を設定することがあるのですが、外れ値を公表していなかった統計が2つあり、公表していない理由が何かあるのか、なければ通常公表する方がよいのではないかと、というようなお話がありました。それについて確認したところ、以下の2つの統計については、以下のとおり公表を開始する、あるいはもう既に開始したという状況になりましたので、御報告させていただきます。

また、(2)について、季節調整に関する経緯の記録ができた方がよいのではないかと、というようなお話がありました。こちらについて、もちろん全ての府省であまねくできているということではありませんが、優良事例として、内閣府では過去の季節調整結果の事後検証を行い、今回のコロナに関する状況について、報告書、論文、研究発表等の形で既に公表されているということです。この後に出てきます、あるいは前回の評価分科会でも御議論がございました、文書の保存ですとか、引継ぎですとか、そういったことはもちろん大事ですが、このような形で公表されているということは、内閣府だけではなく、他府省の方々や統計利用者の皆様方と、知見を共有できているということになります。こういった優良事例があったということを皆様方に御報告させていただければと思います。

以上の内容を踏まえ、前回の評価分科会における議論の内容を踏まえまして、評価分科会の方から御意見をまとめるに当たって、以下のような点に留意しつつ、統計技術の観点からの意見をまとめるかどうかというのが、事務局からの整理の方向性です。

まず1点目ですけれども、先般コロナの状況が起きたのですが、次の、また何か社会経済情勢の大きな変動時に備えて、季節調整に関する必要な情報の公表、これは先ほど1の(1)などでお話しさせていただきました公表です。それから共有については、もともと菅分科会長からの問題意識としていただいていた、組織としてきちんと共有されている必要があるのではないかと、という点を指しています。あともう一つは保存です。こちらは前回の評価分科会で富田先生からお話をいただいたと記憶していますが、きちんと保存されることが大事であるというお話をいただきました。そういったことに関する意見を盛り込むという方向性にしてはどうか、ということです。

2つ目のボツについて、適用する季節調整法それ自体については、これまでほかの部会等でも積み上げてきた議論を踏まえて、特定の手法に限定せず、個々の統計に適した手法を採用するという事です。

3つ目のボツですけれども、現行の「季節調整法の適用に当たっての統計基準」というものがありますので、こちらを踏まえた内容にさせていただき、事務局の案を資料2-2として、評価分科会からの意見という形で作成させていただきました。

まず柱書きのところですが、「月次又は四半期ごとに公表する統計における季節調整に関し」、これはよろしいかと思えます。委員の皆様方に見ていただいたのはコロナの対応ということでしたから、「新型コロナウイルス感染症の時期における季節調整の工夫について」と書かせていただいています。そして、統計技術の観点から評価を行ったということです。その結果に基づき、先ほど整理の方向性でお話ししたとおり、季節調整法の適用に当たっての現行の統計基準を踏まえつつ、次に社会経済情勢が大きく変動する事案が発生した場合に備えて、以下のとおり考え方を取りまとめるというふうにさせていただいています。

まず1の季節調整に関する基本的な考え方のところですが、(1)のところは、何か新鮮なことを申し上げているわけではなく、適用する季節調整法については、特定の手法に限定するのではなく、当該統計における系列に適した手法を採用するという、先ほどの整理の方向性の2つ目のところです。その際、統計の継続性を考慮しつつ、統計技術の進歩を積極的に取り組むよう努めると書かせていただいています。(2)ですが、こちらがコロナの次に社会経済情勢が大きく変動する事案が発生した場合に備えた対応です。前回の評価分科会の資料にも記載したとおり、各府省とも、所管する月次又は四半期ごとに公表する統計の季節調整値の改定時に外れ値の設定を行っているとのことですので、この改定時に適切な季節調整の外れ値を設定するという事です。その際に、これが今回大事になってくるところだと思いますが、過去に同種の事案が発生した場合における知見を参照するということでして、ここでの過去に同種の事案が発生した場合というのが、今回でいうとコロナということになるかと思います。もちろんそれ以前のものでも構わないのですが、今回の事案や知見を参照するという事で、必要に応じ、外部有識者の意見を聞いた上で迅速に対応するよう努めるというふうに書かせていただきました。これも外部有識者の意見を聞いているという事例があるということ、前回の資料の中で御説明させていただいたことを踏まえたものです。

2が情報の公表、共有、保存の部分になります。季節調整に関する方法の透明性及び再現性の確保と書かせていただきました。透明性、再現性を確保して、利用者の利便性を向上させる観点から、(1)と(2)の対応を行うとさせていただいています。まず(1)が、先ほどの資料2-1のところでお話しさせていただいたとおりですが、季節調整値だけではなく、実際に設定した外れ値、それからその期間について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するという事です。(2)が、公表だけではなく、文書などの共有と保存のところ。今お話ししたような内容の文書など季節調整に関する内容を

含む文書については、組織で確実に共有がなされるよう適切に保存すると書かせていただいています。

さらに、3において、「季節調整に関するPDCAサイクルの確立及び情報の共有」と書かせていただきました。こちらは先ほどの内閣府の優良事例を基にしています。社会経済情勢の変動時など、特別な対応を実施した際には、実際の季節調整値の動きなどに関する事後検証を行うよう努めると書かせていただきました。内閣府の優良事例を全府省に一斉に行うというのも、なかなかちょっと難しいところがあるかと考えられますので、ここは「行うよう努める」と、若干表現を緩めています。こうした事後検証の結果については、将来1の(2)における対応において参照する可能性を踏まえ、と書かせていただいています。1の(2)というのが、社会経済情勢の変動時における対応のところですよ。そこで過去の知見を参照しましょうと書かせていただきましたので、そこで参照する可能性を踏まえて、資料の公表ですとか、論文の発表等を通じて、可能な限り他府省や統計の利用者と知見を共有するよう努めると書かせていただいています。なので、ここもあまり強制するというような意見にするのもちょっと難しい部分かと思いましたので、可能な限りというように形で、表現を緩めているところです。

私からの説明は以上です。

○菅分科会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明内容について、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。挙手で御発言していただけたらと思います。いかがでしょうか。

まず、山本委員が挙手なさっていますので、山本委員、御発言をお願いいたします。

○山本臨時委員 山本です。ありがとうございます。本来、元山先生がいらっしゃる元山先生が一番感度高い委員の一人でいらっしゃるような気がいたしますが、御欠席でいらっしゃるの、ちょっと専門外ですが、私からの質問を失礼いたします。

参考資料の2を御覧いただいてもよろしいでしょうか。

一番上の枠に、「ARIMAモデル・設定外れ値、担当者間で引き継いでいるか、公表しているか」、それから一番右側の2列が、「外れ値設定理由の経済状況・制度変更等、これも担当者で引き継いでいるか、公表しているか」、になっていると存じます。特に事務局に何かしてほしいわけではないのですが、外れ値を引き継いでいるかとか、公表しているかと、それから外れ値の設定の理由、実はこの「理由」という言葉が少し重いのではないかと感じての発言です。どのように外れ値を設定しているか、その理由を述べなさいと言われると、何か責任を取られそうな気がします。そこで、もし可能でしたらお願いしたいのは、外れ値設定理由ではなくて、外れ値の設定の手順とか、プロセスを担当者間で引き継いでいるか、プロセスを公表しているか、それを間に入れていただくと、実はこの表の下3分の1ぐらいが全部、一番左の列でいいますと、「経済状況・制度変更等で説明可能なものに限定するか」で、「していない」というのが内閣府4つ、財務省1つ、経済産業省は3つ、国土交通省2つあります。これが全部、一番右の列で、バツではなくハイフンになってはいますが、この方々がプロセスとして何も引き継がず公表もしていないかのように、

この表が各世代の担当者が独自にやっているようなイメージを与えてしまうような気がしています。実態としては、何も引き継がずに値だけ引き継いで業務を遂行しているのではなく、例えば、先ほど事務局取りまとめの案にありましたが、多分PDCA等は回しながら、プロセスを改善するということを、やっていただいているのではないかと思います。この表の一番右のハイフンは、経済状況・制度変更等で説明可能ではないものも含めているのでハイフンになっているような気がするのですが、何かのプロセスは引き継いでいるのではないかなどを、もう少し前向きに拾ってあげるといいような気がしました。こういうつもりでの発言です。

この表自体がX-12-ARIMAを使って、その中の事前調整用の外れ値を設定しているかどうかについて、外れ値をどう設定しているかということ調査したという表であることは承知しています。ただ何か、このままホームページに掲載されるか、参考資料なので分かりませんが、ちょっとだけ下の方々がお気の毒かなと思ひまして発言しました。ありがとうございます。

○菅分科会長 どうもありがとうございました。事務局から御回答いただけますか。

○田村総務省統計委員会担当室次長 本当に御指摘のとおりでして、下の方は検出された外れ値をそのまま設定されているだけですので、何ら瑕疵はない対応をされているということです。

○山本臨時委員 そうですね。だからプロセスはちゃんと引き継いでいるけれども、アウトライヤーの設定に関して特段の理由がないということですね。

○田村総務省統計委員会担当室次長 そのとおりです。理由が説明できなくても、外れ値が検出されれば、それを機械的に設定しているということで、前回の資料にはその旨書かせていただきましたが、その対応自体に誤りがあるわけではありません。

○山本臨時委員 そうですね。何かちょっとバツはかわいそうだなとか、ハイフンってかわいそうだなと思いますので、何らかの前向きな取扱いをできましたら、という趣旨の発言です。ありがとうございます。

○田村総務省統計委員会担当室次長 申し訳ございません。ちょっと配慮が足りなかったかと思います。

○福田総務省統計委員会担当室長補佐 補足ですが、今回はこれとは別に、各季節調整系列におけるプロセスを詳細に書いた資料を御用意しましたので、プロセス自体は資料に明確に、これは引き継がれていて、かつこのように公表ができるものだというのが分かるようになっていました。今回は、その後ろについている別資料の、外れ値設定理由の中でも、経済状況や制度変更等を反映しているか、反映しているものについては、その扱いを担当者間で引き継いでいるか、具体的に言うと、「リーマンショックがあったのでこの外れ値を設定している」というようなことがあれば、リーマンショックであるかどうかということ、きちんと引き継いでいるかという点に限定してこの欄を作ったという経緯です。ですので、今回の表は、あくまでその後のリバイス状況を説明した資料であり、その点を御理解いただければ幸いです。

○山本臨時委員 ありがとうございます。私自身は理解しているつもりですが、もし統計委員会のホームページに掲載されると独り歩きするので、例えば表の一番上の見出しに、今の「経済状況」などを加えていただくなど、大枠については前回の資料を御参考いただきたいとか、少しだけ書いておいていただくといいような気がしました。もちろん、この1枚だけが独り歩きしないのであれば全く大丈夫ですが、程度です。ありがとうございます。

また、取りまとめに関する対応に向けた御議論は、大枠全て賛成でして、別途、私は統計監理官という職も務めておりまして、PDCAに努め、PDCAサイクルを回す上で、いろいろな情報の共有や引継ぎなどは大事だと思いますので、この方向で取りまとめていただくことに賛成です。ありがとうございました。

○菅分科会長 何かあれば。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村です。参考2につきましては、表現ぶりが考えられないか、検討させていただきたいと思います。

○菅分科会長 よろしく願いいたします。

○山本臨時委員 ありがとうございます。

○菅分科会長 次に、神林委員が挙手なさっていますので、神林委員、御発言をお願いいたします。

○神林臨時委員 ありがとうございます。この取りまとめの文章の性質ですけれども、季節調整方法を適用するというか、適用手法を変更するという一般的な話と、社会情勢が大きく変動したときに臨時的に季節調整を適用する話が一体になっています。例えば2のところは一般的な話になっていますよね。表現として。そして3のところ、社会情勢の変動時などというふうに限定がついていますので、見ようによっては2のところは一般的に適用できますが、3のPDCAサイクルを回すというのは、社会経済情勢が変動したアンジュリアルな時だけでいい、というふうに読めると思います。ですので、ここの書きぶりは首尾一貫するようにしていただいた方がよいかなと思います。ちょっと失念してしまいましたが、これは確か、COVIDのようなことが起こったときの季節調整の適切な対応ということに限定されていたのではありませんでしたでしょうか。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村です。元をたどれば、御指摘のとおり、今回コロナのことが起きましたので、次回同種のようなことが起きたときに各府省が対応に困らないようにするように、必要な内容を意見としてまとめてはどうかというところからスタートしているということです。

○神林臨時委員 文章の意図としては、そうしたらX-12-ARIMAの新モデルを適用するというような、社会情勢が特別ではないけれども、統計的に新しい手法ができたのでそれを適用しますよというところにも当てはまるという、そういう文章を考えていらっしやったのでしょうか。

○田村総務省統計委員会担当室次長 1の(1)のところは、ただの一般論ですので、ここはそういう社会経済情勢の変動とは限らない一般論として簡単に書かせていただきました。

たが、2のところだと、どちらかといいますと、社会経済情勢の変動が大きかったときのことを想定しているということになります。

もちろんそれ以外のところでも、季節調整の、そこまで大きくなくても外れ値を設定するということはあるでしょうから、ではその時に、その期間については公表しないでもいいかと言われると、もちろんそうではないというのが前回の皆様方の御議論だったと思いますので、そこは書いてはいませんが、念頭に置いているのはそういうことです。

○神林臨時委員 そうしたら3のところ、PDCAサイクルを回しますというところのこの条項を、「社会経済情勢の変動時など特別な対応を実施した際には」と限定するのをやめて、一般的に季節調整を行う時には事後検証を行うように努める、というふうにしておけば大丈夫なのではと思います。1（2）における対応だけではなく、2の対応も含めてということです。ですので、ここはちょっと書きようだと思いますが、誤解されないように書いた方がよいと思います、という意見です。ありがとうございます。

○菅分科会長 いかがでしょうか。

○田村総務省統計委員会担当室次長 ありがとうございます。議論がまとまりましたら、そのような方向で調整させていただければと思います。

○菅分科会長 恐らく当初の意図は、要するに、これまでもリーマンショックとか、アジア経済危機とか、そういう大きなことがいろいろあったけれど、その時の記録が、あまりまとまって残っていないわけですね。

○田村総務省統計委員会担当室次長 前回ちょっと富田先生からお話があったときにお答えしたのですが、基本的に各府省の行政文書管理規則に即して、必要な年限が保存されているということになります。

○菅分科会長 それを統計委員会としてまとめたものが、なかったということですね。

○田村総務省統計委員会担当室次長 そういうものはありません。

○菅分科会長 そういうのはなかったもので、今回コロナでまとめて、今後も大事件があったら統計委員会として必ずまとめましょうという、そういう意図で入れたという理解です。

○田村総務省統計委員会担当室次長 ここはどちらかという、統計委員会でまとめるというよりは、各府省において適切に対応できるよう、対応の仕方に迷わなくて済むよう、そういったことをまとめられればいいのではないかなと思って書かせていただきました。

○菅分科会長 個人的な見解としては、やはり、統計委員会で大事件があったらちゃんと今回みたいに一覧表でまとめるというのがあっていいのかなという。それと、今神林先生がおっしゃった、どういう時にどうするという、一般的な時と、大事件があった時との関係がちょっと曖昧だというのは御指摘のとおりだと思いますので、これはもう1回よく考えて、私の意図としては、要するに大事件があったら必ず一覧表をまとめるという意図でした。それについては、神林先生、事務局とよく相談して、修文等を検討させていただきたいと思います。

○神林臨時委員 はい、よろしくお願いします。

○菅分科会長 次に、小西委員が挙手なさっておられます。小西委員、御発言をお願いい

たします。

○小西臨時委員 参考資料の2を映していただいていいですか。山本先生からいただいたコメントと同じような話ですが、これを結局どういうふうに出していくかというのも皆さん次第ですが、いつのものなのかが分からないと、分かりにくくなると思うのです。どこに書くのか分かりませんが、この表がいつ時点のものなのかを、ホームページに出す時にはホームページに書くのでしょうか、先ほど山本先生の御懸念でもあった、独り歩きしてしまうことなどを考えると、表の中にも、これはコロナがあったから、ついでにリーマンショックとか、今までの時系列の季節調整を行ったときというのをある程度、2～3個、10年、15年ぐらいのスパンが見渡せるようにという意図で作った表だということが分かった方がいいと思います。ちょっと年が入っていないので年があったらいいなと思うのと、後ろの右の2列の言葉、経済状況、外れ値の設定理由の経済状況と制度の変更について、表の右側の2列が何を表しているか、この「経済状況」がもう何だか分からないのです。これは今回コロナで特別な対応をしたのか、いつもどおり対応したのか、新しい手法が出てきたら対応したのかのいずれなのか。皆がしているけれども、その中でも経済状況と制度は変更したというのに対応したら丸で、そうでなければハイフン。そして、ハイフンだと何をやったのかが分からないと。季節調整しているかもしれないけれども、特に「経済状況」が「コロナを理由としてやったわけではない」あるいは「コロナを理由として何もやっていない」の人が両方入ってしまい、それでは分かりにくくなるので、この「経済状況・制度変更」と書くなら、その経済状況と制度変更が何だったのかは書いた方がいいですし、ハイフンが何を意味しているのかというのを注記で外側に書いておけばいいことだと思います。

あるいは、例えばこの表を練ってくださると思いますが、1行目の「外れ値設定の理由の経済状況・制度変更等」と下の行の間に少しギャップがあるので、1行目を変えるとか、先ほどプロセスだけにしたらどうかという御提案もありましたが、より多くの人がやったこと、多くの府省がやったことが正確に分かる形になればよく、それが2025年現在の話だと分かれば、直近はコロナだと分かるので、特にコロナを「経済状況・制度変更等」と思っていらっしゃるのであれば、注記などで正確に書いてしまえばいいと思います。この表は何個あってもいいと思うので。というのが意見です。

取りまとめていただいて、表は育てていった方が絶対よくて、各府省でももちろんやったことは統計調査のページに載りますけれども、それを何年保存していて、載せ続けるか、5年たったら消すかというのはそれぞれの府省の都合でやることなので、だからこそ総務省の皆さん、統計委員会の皆さん、評価分科会の私たちが史実として残していくと、次の世代にこういう知識が引き継いでいいのではないかというコメントです。

○菅分科会長 どうもありがとうございました。コメントをいただきましたが、注記の書き方についてと、誤解を招かないようにもう少し説明があった方がいい、という御指摘だと思います。

○田村総務省統計委員会担当室次長 先ほどの山本先生の話と併せて検討させていただけ

ればと思います。

○菅分科会長 どうもありがとうございました。小西委員からも御指摘があったように、やっぱり評価分科会の1つの役割は、きちっとした記録を後世に残して、それを後世の人たちが使えるようにするという事だろうと思います。

ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

季節調整における対応については、新型コロナウイルス感染拡大期における季節調整の適用状況を踏まえ、評価分科会からの意見として、資料2-2を修文した上で決定したいと思います。修正内容については、私と事務局で綿密に議論してさせていただきたいと思いますので、御一任いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○菅分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、予定された議事が終了いたしましたので、本日の分科会はここまでとさせていただきます。

最後に、事務局から次回の日程について御連絡をお願いします。

○福田総務省統計委員会担当室室長補佐 次回の日程は未定ですが、後日日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○菅分科会長 以上をもちまして、本日の評価分科会は終了としたいと思います。

皆様におかれましては、大変お忙しいところ、審議に御協力いただきましてありがとうございました。どうもありがとうございます。

(了)